

諮問番号：令和7年2月28日付6宗総第576号

事件名：固定資産税繰上徴収取消請求事件

答申書

第1 審査会の結論

宗像市長（以下「処分庁」という）が令和6年5月15日付けで行った、地方税法（昭和25年法律第226号、以下「法」という。）第13条の2第1項に基づく固定資産税・都市計画税の繰上徴収処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和6年1月10日、処分庁は、審査請求人の令和4年度固定資産税・都市計画税第2期から第4期並びに令和5年度固定資産税・都市計画税第1期及び第2期の滞納により不動産の差押を執行した。
- 2 令和6年3月13日、処分庁は、審査請求人からの依頼により、滞納税及び付随する延滞金の納付書を発送した。
- 3 令和6年3月22日、審査請求人は、処分庁が発送した納付書で納付を行った。納付日まで日数が経過していたため、延滞金200円が発生した。
- 4 令和6年5月15日、処分庁は、法第13条の2第1項の規定に基づき、令和6年度固定資産税・都市計画税第2期から第4期の繰上徴収を執行する対象に該当すると判断し、審査請求人に対して本件処分を決定した。また、同日付けで令和6年度固定資産税・都市計画税第1期督促状及び本件処分に係る納期限変更告知書を送付した。
- 5 令和6年8月13日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

第3 本件審査請求の趣旨及び主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分は取り消されるべきである。

2 審査請求の主張要旨

審査請求人の主張は以下のとおりである。

（1）納期限を変更前の期限へ復元を求める。

一括繰上げ（固定資産税令和6年度2期、3期、4期）

変更前期日 令和6年7月31日（2期）、令和7年1月6日（3期）、令和7年2月28日（4期）

変更後期日 令和6年5月27日午前10時00分

令和6年3月22日納付の時点で差押債権全額納付が完了し、差押解除の義務が発生したのである。

（2）請求人による二度の電話確認時に増加延滞金（2件合計200円）発生の教示はなく、仮納付で一括納付は確認されている。数日以内に滞納処分（差押）は解除される旨の返答を得る。増加延滞金の教示がなされたなら、適切に納付できた。

第4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は以下のとおりである。

以下の理由から、本件処分は適法かつ妥当なものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

1 審査請求人の主張（1）について

法第13条の2第1項の規定によると、「納期限において全額を徴収することができないと認められるもの」及び「納税者の財産につき滞納処分が開始されたとき」には、繰上徴収を行うことができる。繰上徴収の趣旨とは、納期限まで待っていてはその納付納入すべき地方団体の徴収金を徴収することができないと認められる場合に、地方団体の長は納期限の到来を待たず、直ちにその地方団体の徴収金の徴収に必要な手続きをとることを規定したものである。

令和6年1月10日、審査請求人が固定資産税を滞納しているため、法第373条第1項第1号の規定に基づき、不動産差押を執行し滞納処分が開始された。

令和6年5月15日時点において、不動産差押の対象となった固定資産税は延滞金の納付がされていない状態であり、滞納処分は継続していた。

また、審査請求人は差押以降の令和6年度固定資産税についても第1期を納期限までに納付しておらず督促状が發送されている。既に差押済の不動産しか滞納市税を担保する財産は見当たらず、本来の納期限を待っても全額を徴収できないと認められる状況であった。

2 審査請求人の主張（2）について

令和6年3月27日に確認のあった納付確認については、仮納付の状態であり延滞金額について不明であったことから延滞金の教示はできなかった。差押の解除については本税及び延滞金の全額が納付された際に解除されると説明しているのであって、令和6年3月13日に發送された納付書の金額を納付されれば解除すると教示した訳ではない。

また延滞金については、法定の延滞金を徴収する旨を納税通知書に記載すれば足りるものである。よって審査請求人からの電話連絡の際に、延滞金についての教示をしていないことについて、違法又は不当な点はない。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 意見の理由

（1）法第13条の2第1項に規定する「納税者の財産につき滞納処分が開始されたとき」に該当するか。

処分庁は、令和6年1月10日に審査請求人の不動産に対し、差押処分を行っており、かつ、本件処分の日において延滞金が未納状態であることから差押処分は継続している。従って、法の適用要件を満たしていると解する。

（2）法第13条の2第1項に規定する「納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの」に該当するか。

審査請求人は過去2年間納期限内に納付を行った実績がなく、令和6年度第1期

の固定資産税・都市計画税についても納期限内に納付がなされていない。従って、納期限までに徴収することが見込める状況ではなく、法の適用要件を満たしていると解する。

(3) 延滞金に係る教示について

「地方税徴収実務必携」（地方税法実務研究会監修（第一法規、1980年発行、908頁））によると、「延滞金の告知は文言により法定の延滞金を徴収する旨を告知書に記載すれば足りる」とある。延滞金の発生した令和4年度及び令和5年度固定資産税・都市計画税については、令和4年4月6日及び令和5年4月6日に審査請求人あてに納税通知書が発送されており、その中に延滞金の加算についての記載がなされている。従って、審査請求人の延滞金の教示があれば適切に納付できたとの主張は、本件処分を取消す理由として採用することはできない。

第6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり本件審査請求には理由がなく、審査庁として原処分の維持が適当と考えるため諮問するもの。

第7 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	内容
令和7年3月5日	審査庁からの諮問の受付
令和7年4月7日	審議① 審査会事務局からの事案の説明及び事案についての審議
令和7年5月8日	審議② 答申案についての審議

第8 審査会の判断

1 適用される法令等の規定について

(1) 法第13条の2（繰上徴収）

地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第3号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

1 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和53年法律第78号）第2条第1項（同法第20条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。

2～6（略）

(2) 法第369条（納期限後に納付する固定資産税の延滞金）

固定資産税の納税者は、第362条の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について

は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(3) 法第373条(固定資産税に係る滞納処分)

固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 1 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 判断

(1) 本件処分の適法性について

本件処分について、法第13条の2第1項に規定する納期限の変更を行うためには、滞納処分等の強制換価手続が開始されていること及び本来の納期限において全額を徴収することができないと認められる事情が必要であることから、この点について判断する必要がある。

ア 令和6年1月10日、処分庁は審査請求人の固定資産税・都市計画税の滞納により不動産の差押を執行し、滞納処分が開始された。

イ 令和6年3月13日、処分庁は、審査請求人からの依頼により、滞納税及び付随する延滞金の納付書を発送した。この納付書記載の延滞金額は令和6年3月13日時点で計算された金額であった。

ウ 法第369条の規定には、固定資産税の延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した金額であることが規定されており、納付の日までに延滞金額が増加する可能性があることは明らかである。

エ 令和6年3月22日、審査請求人は送付された納付書の金額を納付したが、納付日までに日数が経過していたため、増加した延滞金が200円残っており差押債権の全額納付は完了しておらず、不動産の差押は継続されていた。このため、滞納処分等の強制換価手続が開始されているという要件は充足していると判断できる。

オ 処分庁から提出された弁明書別添4の督促状送付事蹟を確認すると、審査請求人は令和4年8月1日以降本件処分日まで一度も納期限内に納付を行った実績がない。また、処分庁が把握していた審査請求人の財産は、差押の対象となった不動産のみである。

かかる審査請求人の過去の納付状況及び財産状況に鑑み、本件処分に係る固定資産税・都市計画税について本来の納期限において全額を徴収することができないと処分庁が判断していることが認められ、このことについて不合理な点はない。

したがって、本件処分は適法なものと認められる。

(2) 延滞金の教示について

審査請求人は、増加延滞金（2件合計200円）について教示すべきであり、教示がなされていたなら適切に納付できたと主張する。

ア 令和6年3月13日に処分庁が審査請求人に送付した納付書は、令和6年3月13日時点で計算した延滞金額が記載された納付書である。

法第369条の規定によれば、延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した金額であり、納付の日までに延滞金額が増加する可能性がある以上、この時点で確定した延滞金額を記載した納付書を送付することが不可能であることは明らかである。

イ 令和6年3月27日の電話連絡の際に処分庁は、仮納付の状態であり差押の解除は正式に納付の確認がとれてからとなることを回答している。このことは処分庁の税徴収システムに正式な電磁的記録として保存されている。正式な納付の確認がとれてない以上、この時点で確定した延滞金額を教示することが不可能であることは明らかである。

ウ 「地方税徴収実務必携」の908頁には、「延滞金の告知は文言により法定の延滞金を徴収する旨を告知書に記載すれば足りる」との記載がある。延滞金の発生した令和4年度及び令和5年度固定資産税・都市計画税については、令和4年4月6日及び令和5年4月6日に審査請求人あてに納税通知書が発送されており、その中に延滞金の加算についての記載がなされている。従って、審査請求人の延滞金の教示があれば適切に納付できたとの主張は、本件処分を取消す理由として採用することはできない。

第9 結論

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、これを棄却するべきであるとの審査庁の諮問日における判断は妥当である。

しかしながら、答申日においては、本件処分により納期限が変更された令和6年度固定資産税・都市計画税第2期、第3期及び第4期の変更前の納期限を経過していることから、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存在せず、本件審査請求には訴えの利益がないと認められる。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第10 付言

当審査会の結論及び理由は上記のとおりであるが、次の点を付言しておきたい。

審査請求人と処分庁の対応記録を精査したところ、双方の差押処分の解除に必要な全額納付に関する認識に相違があったと考えられる。

税の徴収事務を行う処分庁にあつては、納税者との対応にあたり、納付確認前で具体的な延滞金額の教示が不可能であったとしても、納付日まで延滞金が増加する可能性について説明を行う等、より丁寧な対応に努められたい。